


所管部課	総務部 総務管財課	部長	広 沢 光 政		
件 名	専決処分の報告について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関	福祉部障害福祉課			
1. 要 旨					
<p>平成28年8月2日(火)に発生した庁用自動車の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、路上ですれちがう際に、市車両と相手方車両と接触し、お互いの車両の右側後部が損傷したものである。</p> <p>損害賠償額の決定及び和解の内容については、相手方の市に対する損害賠償額16,416円と市の相手方に対する損害賠償額68,518円を相殺した額の52,102円を市が相手方に対して支払うものである。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>平成28年 8月 2日 事故発生</p> <p>平成28年10月18日 専決処分</p> <p>平成28年10月18日 示談締結</p> <p>平成28年10月27日 賠償金の支払い</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>平成28年第4回市議会定例会において報告したい。</p> <p>賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会が相手方より直接請求を受け、支払い済みである。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。